

平成19年1月17日制定

平成28年4月1日一部制定

令和3年10月18日一部改正

[建設交通部道路維持課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市道等に隣接する土地（以下「申請地」という。）との境界を確定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「市道等」とは、道路法第8条並びに第16条に規定される道路又は郡山市法定外公共物管理条例第2条に規定する法定外公共物のうち道路管理者が管理するもの若しくは、道路管理者が管理する、上記以外の道水路とする。
- (2) 「境界」とは、相互に隣接する1筆の土地と他の土地との境を特定するための2以上の点及びこれらを結ぶ直線をいうものとする。
- (3) 「境界確定」とは、この要綱の定めるところによる成果品の提出が行われた境界をいうものとする。
- (4) 「復元」とは、既に境界確定が行われている境界で、再度この要綱に定めるところによる成果品の提出を行うものをいう。

(申請手続き)

第3条 境界の確定又は復元を申請することができる者は、申請地の土地登記上の所有者とする。ただし次の各号に掲げる場合は、当該各号の定めるところによる。

(1) 土地所有者が法定代理人を必要とする場合にあっては、法定代理人。法定代理人を必要とする場合は、次に掲げるとおりとする。

- ア 制限能力者
- イ 不在者

(2) 土地登記上の所有者以外の者が所有権を取得している場合にあっては、所有権を取得している者

(3) 官公庁及び特殊法人にあっては、法令、定款又は寄附行為等の定める者、若しくは当該事業の施行主体の代表者とする。

2 申請地の所有者に代わって代理人が申請を行う場合は、境界確定についての権限を委任した旨の委任行為に応じた委任状等の添付を必要とする。

(境界確定の申請手続き)

第4条 境界確定をしようとする者（以下「申請者」という。）は、公共用地境界立会申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
  - (2) 申請地の土地登記事項証明書又は要約書
  - (3) 申請者が第3条の各号に該当する場合にあっては、その事実を証明する書面
  - (4) 関係地所有者一覧表
  - (5) 公図（不動産登記法第14条第1項の規定による登記所備付の地図又はそれに準ずる図面をいう。以下同じ。）を複写し、着色ある場合は同様に着色したものに、次に掲げる事項を記入押印したもの。
    - ア 当該公図を所管する法務局支局名
    - イ 方位及び縮尺
    - ウ 申請地と市道等が接する部分（朱書き）
    - エ 当該公図の複写年月日並びに複写した者の氏名及び印
  - (6) 地積測量図（申請地及び申請地との隣接地、対面地等参考となる土地）
  - (7) その他市長が必要と認める書類（合成図、地元等の保管する古図等）
- （審査）

第5条 審査により市長が特に必要と認める場合については、必要に応じた次の書類の提出を求めることができる。

- (1) 関係地の土地登記事項証明書又は要約書
  - (2) 実測平面図（縮尺は原則500分の1とし、申請個所並びにその周辺地形及び地上物件の現況を表示したもの）に、次に掲げる事項を記入押印したもの
    - ア 方位及び縮尺
    - イ 申請地（関係地を含む。）の所在及び地番
    - ウ 申請者が主張する境界線（境界標又は仮杭等各境界点の位置、種類及び表示番号並びにその点間距離を表示したもの）及び関係地の境界線
    - エ 公図線
    - オ 測量の年月日並びに測量者の氏名及び印
  - (3) 実測横断面図（縮尺は現地の状況に応じ適宜とし、各境界点個所及び地形に応じた必要個所を作図したもの）に、次の各号に掲げる事項を記入押印したもの
    - ア 申請者が主張する境界線及び明確な地形を表す構造物からの距離
    - イ 測量の年月日並びに測量者の氏名及び印
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- （事前調査等）

第6条 市長は、現地立会に先立ち、申請地及び隣接地について申請書類及び市の所有する図書等、参考となる資料を調査するものとする。

2 事前調査にあたって、問題が生じた際には、申請者は市長との協議を行い問題解決の上、現地立会を行わなければならない。

(現地立会い)

第7条 市長は、申請書を審査し、適正と認めるときは、現地立会実施日を申請者に通知し、現地立会を行うものとする。

2 現地立会の実施に当たっては、申請者及び必要に応じて申請地の隣接地権者、関係官公庁、その他利害関係者等（以下「隣接地権者等」という。）の立会を求めるものとする。

(成果品の提出)

第8条 現地立会いの結果、境界についての協議が成立したときは、速やかに申請者は成果品として次の各号に定めるところにより作成し、提出しなければならない。

(1) 境界確定図（縮尺は原則500分の1とし、A3以上とする。）に、次に掲げる事項を記入押印したもの

ア 方位及び縮尺

イ 申請地（関係地を含む。）の所在及び地番

ウ 各境界線（境界標又は境界点の位置、種類及び表示番号並びにその点間距離を表示したもの）

エ 各境界点の座標値

オ 測量基準点の位置、永久構造物等からの距離及び座標値

カ 申請地の所在、地番、申請者の住所及び申請地地権者の署名又は記名押印

キ 関係地の所在、地番、地権者の住所、関係地地権者の署名又は記名押印

ク 境界立会申請受付番号、測量の年月日、測量者の氏名及び印、法人の場合は代表者印

ケ 次に掲げる場合は、対面を関係地とし市道等の幅員を必要とする。

(ア) 法定外公共物の場合

(イ) 地図混乱地域の場合

(ウ) 公図線と現況線が著しく異なる場合

(エ) 公図上幅員が概ね4m以下の場合

(オ) 開発行為に伴い公図上の幅員では、許可が下りない場合

(カ) 縮尺不明地域の場合

(キ) その他市長が認める場合

(2) 復元図（前号の境界確定図に前号カ及びキに定める事項を除いたもの）

(3) 既設、新設を問わず、境界確定図及び復元図に記載されている境界明示物を一箇所ずつ近接撮影したもの  
(不成立通知の発送)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合は、申請地の所有者に不成立を通知するものとする。

(1) 境界立会申請取下書の提出があった場合

(2) 境界についての協議が成立しなかった場合

(3) 関係地権者等の同意が得られなかった場合（内容により境界確定を行っても支障

のない場合を除く)

(4) 申請書の補正及び書類の提出を求めたものについて、相当日数が経過しても補正及び書類の提出がされない場合

(5) 申請に係争中の土地に係るものである場合（内容により境界確定を行っても支障のない場合を除く。）

(6) 成果品が相当日数経過しても提出されない場合

(7) 前各号に掲げる場合のほか境界を確定することができない場合

（証明申請及び証明書の交付等）

第10条 すでに境界が確定している市道等と申請地との境界について、境界証明書の交付申請をする者（以下「境界証明申請者」という。）は、境界証明書交付申請書に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 土地登記事項証明書又は要約書

(3) 公図

(4) 境界確定図（提出部数1部に加え証明に必要な部数を加算すること。）

2 境界証明書の交付申請をすることができる者は、現に申請地を所有している者及び第3条に規定する者に限る。

3 境界証明書交付申請書を審査の上、相当と認めるときは、提出された境界確定図に押印の上、境界証明申請者に交付するものとする。

（道路境界関係資料の閲覧）

第11条 申請者及び境界証明申請者は、過去に境界確定した申請地の関係書類のうち、第6条の規定により収集されたものの閲覧をすることができる。

（境界復元）

第12条 既に境界確定が成立している箇所については、再度境界の確定を行わないものとし、境界確定の復元として事務処理するものとする。ただし境界を変更すべき理由があると認められる場合は、この限りでない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。